



# 令和6年度真岡市商工振興資金



この資金は、市内中小企業者等の皆さんが、事業に必要な資金を円滑に調達していただくため、真岡市と金融機関が協調して行う制度資金です。

資金の目的に応じた様々なメニューを設けておりますので、ぜひご利用ください。

※各資金における必要な資格については裏面をご確認ください。

## 本資金が利用できる方

中小企業信用保険法で定める**小規模企業者・中小企業者** ※バー、カフェー、キャバレー、金融業、遊技場を除く

### 【小規模企業者】

区分	従業員数
商業・サービス	5人以下
製造業・その他の業種	20人以下

商業とは、卸売業、小売業（飲食店含む）。

### 【中小企業者】

区分	資本金	従業員数
小売業・飲食店	5千万円以下	50人以下
サービス業		100人以下
旅館業		200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
製造業・建設業 運輸業・その他	3億円以下	300人以下

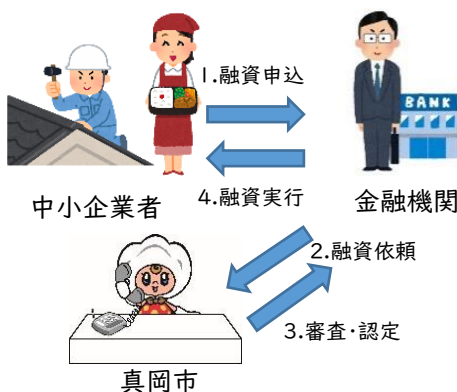
## 提出書類一覧

必ず 提出する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>●融資申込書 ※融資幹旋依頼書・融資依頼書</li> <li>●信用保証協会への申込書類一式 ※申込企業概要省略不可</li> <li>●決算書（確定申告書）直近2期分</li> <li>●市税の完納証明書 ※納税課発行“真岡市提出用”に限る ※法人の場合＝法人、代表者 ※個人の場合＝申込人</li> <li>●保証料補助申請書</li> </ul>	<p>必要に応じて 提出する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初めて利用する場合… ●法人の登記事項証明書</li> <li>・決算日以降6か月経過している場合… ●残高試算表</li> <li>・借換えの場合… ●借換え計画書、融資残高証明書 返済明細表</li> <li>・設備資金の場合… ●見積書及びカタログ</li> <li>・創業資金の場合… ●新規事業計画書、創業カルテ、 同意書</li> <li>・建設業・飲食業等の許可業種の場合… ●許可証の写し</li> </ul>
--------------	---	--

※案件によっては、上記以外の書類を提出していただく場合があります。

## 取扱（申込）金融機関一覧

資金の申込みは、下記金融機関で受付けています。



※案件により、審査に1週間～10日を要する場合があります。

足利銀行	真岡支店	82-2125
常陽銀行	真岡支店	82-2145
	久下田支店 (真岡支店内)	
栃木銀行	真岡支店	82-2131
筑波銀行	筑西支店	0296- 24-5555
	本店営業部	82-3401
真岡信用組合	荒町支店	85-0800
	長田支店	82-6311

### 【問い合わせ】

- ◆真岡市商工観光課  
☎83-8134
- ◆真岡商工会議所  
☎82-3305
- ◆にのみや商工会  
☎74-0324

☎ 資金の詳細については裏面をご覧ください。